

仙台市  
外国人材受入費用補助金  
申請マニュアル

## 仙台市外国人材受入費用補助金 申請マニュアル

### 1. 補助金の交付対象（第3条）

この補助金を受けることができるるのは、次の要件を満たした法人となります。

- (1) 仙台市内において介護サービス事業を行っている法人であること

→厚生労働省の「介護サービス情報公表システム※」により、事業者番号を確認します。

- (2) 市税の滞納がないこと

→交付申請書兼実績報告書「4 市税納付状況確認」にて申請者の同意を得て担当課が確認するか、申請日前 30 日以内に交付を受けた「市税の滞納がないことの証明書」を添付します。

- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

→申請書により誓約します。

### 2. 補助対象となる事業（第6条）

この補助金は、法人が外国人材の受入れを行うために負担した経費が補助対象となります。

補助金の交付を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 他の制度による補助を受けていないこと。

- (2) 外国人材は、法人が運営する事業所において当該事業年度内に勤務を開始すること。

### 3. 補助対象経費（第7条）

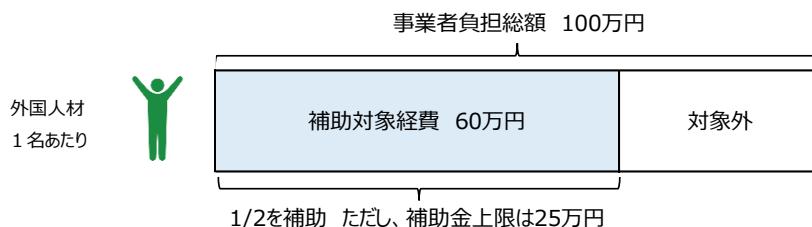
補助対象となる経費は、次の表に掲載する経費のうち消費税額を含まない金額が対象です。

なお、1会計年度中に法人が申請できるのは、2名分までとなります。

区分	補助対象経費
技能実習生	監理団体等に支払った後に掲げる経費 (1) 技能実習計画の作成及び提出に要する経費 (2) 入国に要する経費（大使館等への書類の郵送料等を含む。） (3) 入国前の日本語研修及び介護実技研修に要する経費（食糧費を除く。） (4) 在留資格の申請に要する経費（収入印紙代及び入国管理局へのこれらの申請の取次ぎに要する経費を含む。） (5) 入国後の講習に要する経費（入国後の講習時の生活手当を除く。） (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
特定技能外国人材	登録支援機関等に支払った後に掲げる経費 (1) 初期費用 (2) 紹介手数料 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
EPA外国人材	国際厚生事業団又は日本語研修機関に支払った後に掲げる経費 (1)求人申込手数料 (2)あっせん手数料 (3)介護導入研修に係る費用 (4)日本語研修の一部負担金 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

### 4. 補助金の額（第8条）

法人が支払った経費のうち、補助金として交付できるのは、「3. 補助対象経費」の1/2の金額です。また、外国人材1人につき1会計年度あたり25万円が補助金額の上限となります。



## 5. 交付申請（第9条）

必要な条件を満たしたら「仙台市外国人材受入費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）」に次の書類を添えて、健康福祉局介護保険課までご提出ください。

なお、申請書の記載例は、9ページをご確認ください。

### ➤ 仙台市外国人材受入れ事業に係る事業報告書

・2名分申請する場合は、1枚にまとめて記載ください

#### 【添付書類】

・外国人従業員の在留カードの写し（表裏面）

・在留資格がEPAの場合はパスポートの指定書の写し

・外国人従業員の労働契約通知書、雇用契約書等の雇用に関する書類

### ➤ 仙台市外国人材受入事業に係る決算内訳書

・対象となる外国人材1名につき1枚提出が必要です

・外国人材の在留資格ごとに様式を選択してください

#### 【添付書類】

・法人が経費を支出したことが分かる書類（領収書や振込の明細書等）

・支払った経費の項目が分かる資料（費用明細書等）

## 6. 補助金額の決定～交付（第10条）

交付申請兼実績報告の内容を確認後、補助金の決定を行います。補助金額が決定したら、法人に交付決定兼確定通知書を送付します。

交付決定兼確定通知書を受け取った法人は、速やかに請求書をご提出ください。

# Q & A

## 【制度全般について】

Q 1. 申請対象となる外国人材の在留資格区分は

A 1. 在留資格区分「技能実習」「特定技能」「EPA」の外国人材を対象としています。

在留資格「介護」については、介護福祉士資格を保有していることから、既に国内で継続的に勤務していることが想定されるため申請対象外となります。

Q 2. 法人本部が市外にあるが、補助対象となるか

A 2. 市内で介護サービス事業を運営しており、外国人材を市内の事業所で受入れていれば、法人本部が市外であっても対象となります。

Q 3. 申請はいつ時点ができるのか

A 3. 対象となる外国人材が勤務を開始した年度に申請が可能です。

Q 4. 補助金の申請にあたって満たすべき要件は

A 4. 補助金の交付には以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 他の制度による補助を受けていないこと
- ② 対象となる外国人材が、法人の運営する市内介護施設で勤務していること

Q 5. 宮城県の「介護特定技能外国人受入支援事業」を使っているが、この補助金は活用できるか

A 5. A 4. ①のとおり、他の制度による補助を受けている場合は補助金の交付対象とはなりません。  
判断が難しい場合は、個別にご相談ください。

Q 6. 複数名の外国人材を受入れたが、複数名分を申請してもよいか

A 6. この補助制度は、1 法人当たり 2 名までを申請の上限としておりますので、その範囲内であれば申請が可能です。

Q 7. 昨年度に勤務を開始した外国人材の受入れに要した費用は対象となるか

A 7. この補助制度は、当該年度中に勤務を開始した外国人材の受入れに要した経費を補助対象としていることから対象外となります。

## 【対象経費について】

Q 8. 補助対象となる経費とは何か

A 8. 外国人材の受入れの際に要した費用が対象となります。具体的には、2 ページの表に掲載する費用を想定しておりますが、判断が難しい場合はご相談ください。なお、対象経費には消費税分は含まれません。

Q 9. 外国人材を対象とした健康診断の費用は対象となるか

A 9. 国外において出国のために必要となる費用は対象となります。しかし、入国後の雇用時健康診断は法定健診であり、受け入れのための費用ではないことから対象となりません。

Q 10. 対象経費は消費税を含まないとあるが、海外でかかった費用は消費税を含んでいるのか

A 10. 一般的に監理団体や登録支援機関等の受入調整機関が海外で支出した金額は非課税となります。判断が難しい場合は受入調整機関にご確認ください。

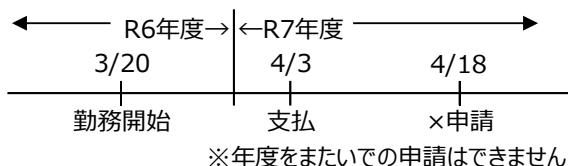
Q 11. いつ支払った経費が補助対象となるのか

A 11. 外国人材が雇用された年度までに支払われた経費が対象となります。なお、雇用の翌年度に支払われたものは対象となりません。

①外国人材が雇用された年度までに支払われた経費が対象



②勤務開始の翌年度に支払った経費は対象外



＜技能実習の場合＞

Q 12. 技能実習生の「入国に要する経費」とはどのような費用か

A 12. 外国人材の入国および国内の移動のための旅費や、在留資格の手続きを郵送で行う場合の郵便代等を想定しています。

Q 13. 技能実習生の「在留資格の申請に要する経費」とはどのような費用か

A 13. 以下の例に示すような費用を想定しております。

＜例＞在留資格認定証明書交付申請

日本に入国しようとする外国人の方が、日本で行おうとする活動内容がいずれかの在留資格（「短期滞在」及び「永住者」を除く）に該当するものである等の上陸のための条件に適合していることを証明するために、入国前にあらかじめ行う申請です。

※出入国在留管理庁 HP より引用

Q14. 技能実習生の「講習や研修に要する経費」とはどのような費用か

A 14. 受入調整機関に対して、研修費用や講習費用として支払った金額が対象となります。

なお、研修期間中に支払った外国人材の生活のための費用（食糧費や生活費手当等）は対象となりません。

Q15. 外国人材を対象とした保険の費用は補助対象となるか

A 15. 技能実習生を対象とした JITCO が提供する総合保険等については、任意保険となるため対象にはなりません。

＜特定技能の場合＞

Q16. 特定技能の「初期費用」とはどのような費用か

A 16. 支援計画の策定、及び提出に係る費用、外国人材の入国に要する経費、入国前及び入国後の研修に要する経費、在留資格の変更に要する経費等を想定しています。

なお、海外現地で要した特定技能の資格取得のための試験対策費用等は対象外なりません。

【添付書類について】

Q17. 「法人が経費を支出したことが分かる資料」とはどのようなものか

A 17. 受入調整機関から発行された領収書や、振込明細や預金口座の動きの写し等で確認を行います。この他に、対象経費を確認するために、法人が支払った経費の項目が分かる資料（費用明細書等）も添付してください。

【その他】

Q18. 交付決定した当該年度中に外国人材が退職した場合の手続きはあるか

A 18. 外国人材が当該年度中に退職した場合について、特段の手続きはありません。

# 交付申請書兼 実績報告書

様式第1号

仙台市外国人材受入費用補助金交付申請書兼実績報告書

令和〇年〇月〇日

(あて先) 仙台市長

法人の住所又は所在地 仙台市青葉区△△〇〇丁目×番地△

法人名 社会福祉法人〇〇

代表者の肩書及び氏名 理事長 仙台 太郎

法人単位で申請してください。

住所も法人本部のものを記載してください。

※押印は不要です。

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条及び仙台市外国人材受入費用補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、申請に係る対象経費について、全額を負担することを申し添えます。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 補助事業の目的 及び内容	仙台市外国人材受入事業に係る事業報告書のとおり
2 補助事業費	仙台市外国人材受入事業に係る決算内訳書 (技能実習生用・特定技能用・EPA用) のとおり ※技能実習生用・特定技能用・EPA用のいずれかに○をつけてください。
3 補助金交付申請額	金 450,000 円 (補助対象経費(税抜)の1/2に相当する金額、 上限25万円/人(2人まで))
4 市税納付状況確認	本法人の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を介護保険課が税務担当課に照会することに 同意します・同意しません (該当するものを○で囲んでください。)  ※同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。)を添付して申請してください(1通300円の手数料が必要です。)。 【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】 市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください(法人市民税・事業所税の場合は、申告書の控えもお持ちください。)。

## 仙台市外国人材受入事業に係る事業報告書

### 1 外国人材受入事業所

事業所名：〇〇園

事業種別：介護老人福祉施設

住 所：仙台市青葉区〇〇町△△丁目××

### 2 受入する外国人材について

1	氏 名	センダイ 〇〇
	在 留 資 格	技能実習
	国 籍	ベトナム
	外 国 人 材 の 受 入 れ 期 日	令和6年6月1日 ～ 令和9年5月31日
	そ の 他	<p>外国人材の施設での勤務開始日 から雇用契約の契約終了日まで の期間を記載してください。</p>
2	氏 名	ミヤギ 〇〇
	在 留 資 格	特定技能
	国 籍	ベトナム
	外 国 人 材 の 受 入 れ 期 日	令和6年6月1日 ～ 令和11年5月31日
	そ の 他	

### 3 添付資料

対象事業について下記のものが確認できる書類

- ・外国人従業員の在留カードの写し(表裏面)
- ・在留資格がE P A (特定活動) の場合はパスポートの指定書の写し
- ・外国人従業員の労働契約通知書、雇用契約書等、雇用に関する書類
- ・その他市長が必要と認めるもの

仙台市外国人材受入事業に係る決算内訳書（技能実習生用）

1 対象区分：技能実習生

2 外国人材氏名： センダイ ○○

3 決算計算表

補助対象経費	内訳	補助対象経費の 総額（税抜）	備考
技能実習計画の策定及び 提出に要する経費		円	
		円	
		円	
入国に要する経費 <sup>*1</sup>	外国人材の移動費	250,000円	
		円	
		円	
入国前の日本語研修及び介 護実技研修に要する経費 <sup>*2</sup>	日本語研修費用	50,000円	
	介護研修費	50,000円	
		円	
在留資格の申請に 要する経費	在留資格変更依頼費	50,000円	
		円	
		円	
入国後の講習に要する 経費 <sup>*2</sup>		円	
		円	
		円	
その他			この金額の1/2（上限25万円）が 交付金額となります。（小数点以下は 切り捨て）
		円	
合 計		400,000円	

※対象者ごとに作成してください。

※法人が経費を支出したことが分かる書類（領収書その他の補助対象経費を支払ったことを確認できる書類の写しなど）を添付してください。

※内訳欄が足りない場合は備考欄にご記入ください。

\* 1：外国人材の渡航費に限る（介護事業者の海外視察等の経費については対象外）

\* 2：食糧費は対象外

仙台市外国人材受入事業に係る決算内訳書（特定技能用）

1 対象区分：特定技能

2 外国人材氏名： ミヤギ ○○

3 決算計算表

補助対象経費	内訳	補助対象経費の 総額（税抜）	備考
初期費用 *1*2	外国人材の移動費	250,000円	この金額の1/2（上限25万円）が 交付金額となります。（小数点以下は 切り捨て） ※この場合は25万円。
	在留資格の変更申請	50,000円	
		円	
紹介手数料	人材紹介手数料	500,000円	この金額の1/2（上限25万円）が 交付金額となります。（小数点以下は 切り捨て） ※この場合は25万円。
		円	
		円	
その他		円	
		円	
		円	
合 計		800,000円	

※対象者ごとに作成してください。

※法人が経費を支出したことが分かる書類（領収書その他の補助対象経費を支払ったことを確認できる書類の写しなど）を添付してください。

※内訳欄が足りない場合は備考欄にご記入ください。

\* 1：外国人材の渡航費に限る（介護事業者の海外視察等の経費については対象外）

\* 2：食糧費は対象外

## 記入例

## 請求書

金額	百	十	千	百	十	万	千	百	十	円	
¥ 印を記入 ※注3											
￥ 4 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0											
ただし、仙台市外国人材受入費用補助金として（内訳のとおり）											
内											
補助金確定額を記入してください											
品名		規格	単位	数量	円	450,000 円					
仙台市外国人材受入費用 補助金						仙台市（R○健保介） 指令第8号					
・R○→当該年度を記入してください ・補助金確定通知書（様式第8号）の右上部に記載の指令番号を記入 例：「仙台市（R○健保介）指令第8号」											
↑軽減税率対象品目は品名欄に※		8%対象分（①）			10%対象分（②）			合計（①+②）			
小計								450,000			
消費税及び地方消費税								—			
合計								450,000			
上記（裏面）の金額を請求します。											
令和〇年〇月〇日											
（あて先）仙台市（区）長 住所 仙台市青葉区△△○○丁目×番地△											
該当する□にレ印をつけてください											
<input type="checkbox"/> 仙台市の登録債権者ですので指定した方法でお支払いください。（債権者電話番号下4桁） 登録債権者番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		代表者印は 不要です※注4									
<input type="checkbox"/> 1口座を複数登録していますので右のとおり振込 <input type="checkbox"/> 登録しているのでして下さい。（上記のいずれかに印をつけてください）  原則、請求者（法人名・代表者の肩書、 氏名）と口座名義は同一となります 異なる名義の口座に振込を希望される 場合は、担当者にご相談ください。		社会福祉法人○○ 理事長 仙台 太郎 （ 000-000-0000									
<input type="checkbox"/> 1口座番号		1 2 3 4 5 6 7									
フリガナ		フク・〇〇リシ・チヨウセン									
タイタロウウ											
どちらかに印をつけてください											
○○○ 店											
1 普通 2 当座		口座番号			1 2 3 4 5 6 7						
フリガナ		フク・〇〇リシ・チヨウセン									
タイタロウウ											
社会福祉法人○○ 理事長 仙台 太郎											

4 代表者印の押印は不要です。

5 工事請負・業務委託（単価契約を除く）の場合、内訳欄の記入は不要です。